

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 保険医療機関等の指定(保険課)
鳥取県立とっとり花回廊の利用料金(大規模活性化プロジェクト推進室)
- ◇ 公 告 平成10年度毒物劇物取扱者試験の合格者(医務薬事課)

告 示

鳥取県告示第六百八十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成十年十月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
早瀬医院	鳥取市川端五丁目一〇六	平成十年十月一日
臼井眼科医院	鳥取市西町四丁目四二五	〃
医療法人社団田中医院	鳥取市浜坂二丁目九一五	〃
医療法人よらず医院	鳥取市美萩野一丁目一八四	〃
医療法人岸田内科医院	鳥取市立川町二丁目三三七	〃
上山整形外科医院	鳥取市湖山町東二丁目一〇三	〃
医療法人庄司医院分院	鳥取市湖山町北二丁目五四七	〃
日立金属米里診療所	鳥取市南栄町七〇一二	〃
日立金属岩倉診療所	鳥取市岩倉一〇二	〃
野口内科クリニック	米子市角盤町四丁目五十二	〃
医療法人社団周防内科医院	米子市上後藤七丁目三二七	〃
木下内科医院	米子市河崎九八七	〃
医療法人社団森整形外科医院	米子市夜見町二一六〇	〃
医療法人社団本田医院	米子市八幡七〇三	〃
野田外科医院	倉吉市堺町三丁目七三一	〃
明島産婦人科医院	倉吉市幸町五〇七一八	〃
医療法人社団平本小児科医院	倉吉市山根六三七一六	〃
福岡整形外科医院	倉吉市伊木二六二一一	〃
医療法人社団大石医院	倉吉市西倉吉町二二一一〇	〃
医療法人社団森脇耳鼻咽喉科医院	倉吉市新町三丁目一〇八一四	〃
医療法人社団森医院	岩美郡国府町大字糸谷一一一五	〃
医療法人社団森医院中河原分院	岩美郡国府町大字中河原六八一七	〃
医療法人社団岸医院	八頭郡河原町大字河原四八	〃

医療法人井上医院佐治出張診療所	八頭郡佐治村大字加茂六九二一五	〃
医療法人井上医院	八頭郡用瀬町大字用瀬四五七一六	〃
医療法人社団田中醫院大坪出張診療所	八頭郡家町大字大坪七一〇一	〃
医療法人社団田中醫院下津黒出張診療所	八頭郡家町大字下津黒二六	〃
和順堂記念医院	気高郡責谷町大字責谷四四六一五	〃
医療法人社団高見医院	東伯郡北条町国坂七二〇	〃
上村歯科医院	鳥取市弥生町一三四	〃
秋山歯科医院	鳥取市瓦町七〇一	〃
医療法人社団小山歯科医院	米子市車尾八六八一三	〃
医療法人社団辻歯科医院	米子市車尾二二四四一三	〃
医療法人社団あさくら歯科医院	米子市西福原五丁目八一七	〃
医療法人社団灘尾歯科医院	米子市角盤町一丁目四二二二	〃
田中歯科クリニック	米子市旗ヶ崎二一六一八	〃
医療法人木本歯科医院	倉吉市昭和町一丁目一七四	〃
医療法人吉井歯科医院	倉吉市東巖城町一〇一	〃
医療法人社団小徳歯科クリニック	境港市元町四一	〃
井田歯科医院	境港市上道町一九八七	〃
医療法人社団木村歯科医院	境港市小篠津町八六九一三	〃
永美歯科医院	岩美郡石美町大字浦富一七二八一	〃
岡歯科医院	日野郡日野町根雨四四八	〃
医療法人山崎医院	境港市相生町一一四	平成十年十月二日
医療法人福島医院	境港市中町九三	〃
医療法人倉元内科医院	境港市外江町一七三三一	〃
医療法人社団圓道歯科医院	米子市東町二四一	〃

医療法人社団木山歯科医院	米子市富士見町二丁目三二	〃
医療法人社団足立守歯科	境港市明治町八	〃
足立歯科医院	境港市上道町一八五五	平成十年十月四日
ながれ歯科クリニック	東伯郡赤碓町大字赤碓一八〇〇一四〇	〃
いしこ内科循環器科医院	鳥取市湖山町南三丁目三〇一〇一	平成十年十月六日
岡田産婦人科クリニック	鳥取市戎町三二〇	〃
ナカムラ歯科医院	鳥取市大覚寺一七六一二二	〃
医療法人社団松木歯科医院	東伯町大字徳万七三四一	平成十年十月九日
あかつき薬局	鳥取市湖山町南三丁目三〇一〇一	平成十年十月一日
さくら薬局	米子市糺町一丁目九九	〃
サンライフ薬局	米子市三旗町六一	〃
長谷川薬局	米子市富益町四四七七一	平成十年十月二日

鳥取県告示第六百九十号

鳥取県立とつとり花回廊の設置及び管理に関する条例（平成十年十月鳥取県条例第二十一号）第七条第二項の規定に基づき、鳥取県立とつとり花回廊の利用料金を次のとおり承認したので、同条第三項の規定により告示する。

平成十年十月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区		分		単	位	金	額
四月一日から 十一月三十日まで	個人	児童又は中学校の生徒	一人一回につき	五〇〇円			
	団体(二十人以上のものに限る。)	児童又は中学校の生徒	一人一回につき	一、〇〇〇円			
十二月一日から翌年三月三十一日まで	個人	高等学校の生徒、学生又は一般人	一人一回につき	四〇〇円			
	団体(二十人以上のものに限る。)	高等学校の生徒、学生又は一般人	一人一回につき	八〇〇円			
		児童又は中学校の生徒	一人一回につき	三五〇円			
		高等学校の生徒、学生又は一般人	一人一回につき	七〇〇円			
		児童又は中学校の生徒	一人一回につき	二八〇円			
		高等学校の生徒、学生又は一般人	一人一回につき	五六〇円			

一 承認年月日

平成十年十月二十一日

公 告

平成10年9月30日に実施した平成10年度毒物劇物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

平成10年10月23日

鳥取県知事 西 尾 田 次

1 一般毒物劇物取扱者試験

- | | | | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 岩 奥 | 本 間 | 信 麻 | 介 紀 | 上 垣 | 真 智 | 哲 也 | 永 砂 | 悦 子 |
| 山 根 | 隆 幸 | 男 次 | 仁 惠 | 米 毛 | 裕 貴 | 之 弘 | 有 岡 | 実 稔 |
| 山 森 | 本 田 | 智 正 | 久 丹 | 原 戸 | 兼 信 | 明 江 | 田 垣 | 美 友 |
| 沖 井 | 田 上 | 上 辺 | 川 直 | 山 本 | 信 陽 | 子 美 | 谷 本 | 純 孝 |
| 浜 前 | 川 本 | 明 玲 | 嘉 和 | 本 森 | 幸 由 | 美 二 | 本 増 | 英 明 |
| 山 西 | 田 谷 | 嘉 和 | 尚 大 | 山 本 | 里 浩 | 美 二 | 久 本 | 名 康 |
| 古 増 | 田 本 | 人 輔 | 雪 樹 | 山 野 | 次 郎 | 尚 徳 | 山 長 | 貴 祐 |
| 端 矢 | 本 頭 | 人 輔 | 雪 樹 | 村 本 | 大 幡 | 一 美 | 本 上 | 浩 幸 |
| 北 河 | 村 本 | 直 恭 | 隆 行 | 岡 前 | 井 見 | 明 子 | 中 下 | 伸 結 |
| 安 岩 | 田 原 | 一 夫 | 崇 佐 | 新 木 | 村 原 | 子 鶴 | 水 清 | 景 子 |
| 長 谷 | 川 本 | 一 夫 | 崇 佐 | 中 | 美 | | | |
| 々々々 | 木 本 | 一 夫 | 崇 佐 | | | | | |

2 農薬用品毒物劇物取扱者試験